

中央会 ふくい

No.181

Collaborate Fukui 2021.6

特集

中小機構北陸本部×福井県中央会
組合等の事業継続計画策定に対する共同支援をスタート



◎ 組合TOPICS

福井県電気工事工業組合

◎ 先進組合事例紹介

協同組合福井ショッピングモール



福井県中小企業団体中央会

<https://www.chuokai-fukui.or.jp/>

2021年度研修コース一覧(6月～10月)

定員：各15名

コースNo.	研修名	日数	実施期間	対象	受講料
004	事業承継の考え方・進め方	2日間	06/10(木)～06/11(金)	経営者	22,000円
005	5 S の考え方・進め方	2日間	06/15(火)～06/16(水)	新任管理者	22,000円
006	決算書の読み方講座 1	3日間	07/06(火)～07/08(木)	管理者 新任管理者	32,000円
007	ヒューマンエラー対策講座	3日間	07/13(火)～07/15(木)	経営幹部 管理者	32,000円
131	売上げにつながる Webマーケティング講座 ★ 鯖江市開催	2日間	08/18(水)～08/19(木)	経営幹部 管理者	22,000円
008	コーチングの考え方・取り組み方	2日間	08/25(水)～08/26(木)	管理者 新任管理者	22,000円
009	新規開拓営業の進め方	3日間	09/07(火)～09/09(木)	管理者 新任管理者	32,000円
010	中堅管理者セミナー	3日間	09/14(火)～09/16(木)	管理者	32,000円
011	決算書の読み方講座 2 ※No006と同内容	3日間	09/28(火)～09/30(木)	管理者 新任管理者	32,000円
012	自社の発展を支える 人材育成の考え方・進め方	3日間	10/13(水)～10/15(金)	経営幹部 管理者	32,000円
013	女性リーダー養成研修	3日間	10/27(水)～10/29(金)	管理者 新任管理者	32,000円

※No.131は、鯖江市・鯖江商工会議所と連携し実施します。会場は鯖江商工会議所内となります。

お申込み、詳細情報につきましては、
ホームページよりご確認ください。

金沢キャン
パスHP▶



紹介
ムービー▶



中小機構 金沢キャンパス



contents

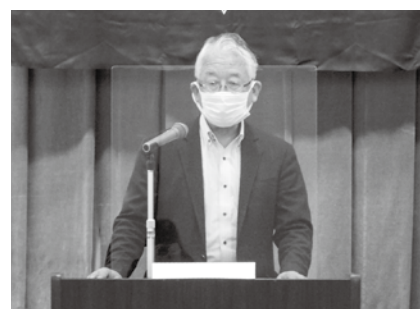
Collaborate Fukui No.181

- 1 第66回福井県中央会通常総会を開催
- 3 中小機構北陸本部×福井県中央会 組合等の事業継続計画策定に対する共同支援をスタート
- 4 ◆組合と組合員による『連携事業継続力強化計画』国の認定を2組合が取得！
◆令和3年度福井県商店街振興組合連合会 通常総会を開催
- 5 パーチャル総会について
- 8 ◆Zoom体験会のお知らせ（事前告知） ◆第1回職員コラム
- 9 【福井県】中小企業等における感染拡大防止対策助成金のご案内
- 10 中央会組織改編のお知らせ ◆役職員の紹介
- 12 組合TOPICS ◆福井県電気工事工業組合
- 13 先進組合事例紹介 ◆協同組合福井ショッピングモール
- 14 福井県の中小企業振興施策について

令和3年度（第66回） 福井県中小企業団体中央会 通常総会を開催

6月11日（金）、織協ビル8階大ホールにおいて、令和3年度通常総会を開催しました。昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症を考慮して規模を縮小し、理事（20名）、監事（5名）のみ会場にお越しいただきました。

開催にあたり、稲山会長が「新型コロナウイルスの影響で、宿泊・飲食業をはじめとして繊維や眼鏡など様々な業種で厳しい状況が続いているが、ワクチン接種が進むなど明るい兆しも見受けられ、ここが踏ん張りどころである。中央会は、会員組合への支援を強化し、情報発信に努めていく。」と挨拶されました。



▲稲山会長

次いで、福井県産業労働部 吉川部長より新型コロナウイルス感染症関連補助金をはじめとする県の中小企業振興施策についてご説明いただきました。（P14.15に一部掲載）

議案審議では、稲山会長が議長に選出され、すべての議案が承認されました。



▲吉川部長

本会の令和3年度事業計画は次のとおりです。

令和3年度事業計画

1. 中小企業連携組織対策事業

- ・ 中小企業組合の事業継続と機能強化支援

《支援メニュー》

【新】組合活力向上事業 5組合（2/3補助）

個別専門指導事業 6回

- ・ 中小企業組合をはじめとする連携組織の形成・設立支援
- ・ 組合等への情報提供や中央会広報の強化

- 中小企業の労働事情の実態を把握
- 人材養成の推進
 - ①青年部活動の推進 《支援メニュー》 青年部研究会 4組合(2/3補助)
 - ②組合女性役職員の活躍支援
- ものづくり中小企業のビジネスチャンスの創出を支援
 - 【新】ものづくり中小企業競争力強化事業

2.全国中央会補助事業

- 小企業者組織化特別講習会 《支援メニュー》小企業者組織化特別講習会 10回(2/3補助)
- 取引力強化推進事業 《支援メニュー》取引力強化推進事業 3組合(2/3補助)
- 調査研究事業
- 外国人技能実習制度適正化事業

3.受託事業

【全国中央会受託事業】

- 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」事業
- ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業(フォローアップ事業)
- 諸制度改正に伴う専門家派遣等事業 《支援メニュー》専門家派遣事業 7回
- 中小企業景況調査事業 調査対象企業 10業種、50企業

【近畿経済産業局受託事業】

- 近畿経済産業局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業

【福井県受託事業】

- 中小企業高度化資金債権管理業務

4.一般事業

- 指導・情報連絡事業
- 組合青年部育成事業
- 組合事務局強化対策事業
- 中小企業団体福井県大会の実施 【10月実施予定】
- 中小企業団体全国大会への参加 【11月25日(休) 参加予定(横浜市)】
- 共済事業の推進
- 建議陳情

中小機構北陸本部×福井県中央会 組合等の事業継続計画策定に対する共同支援をスタート！

中小機構(独立行政法人中小企業基盤整備機構)北陸本部と福井県中央会は、組合等の新型コロナウイルス感染拡大や自然災害(大雪・地震・集中豪雨等)に備えた事業継続計画(BCP)策定をサポートする共同支援をスタートしました。

共同支援内容

まずはBCPの導入に位置づけられる『事業継続力強化計画』の認定を目指します。計画策定に向けた組合や組合員からの相談を無料で受け付け、策定までのサポートを行います。令和3年3月には協同組合福井ショッピングモール、4月には赤帽福井県軽自動車運送協同組合が共同支援によって連携事業継続力強化計画の認定を受けるなど、災害時の事業継続や早期復旧に向けた取り組みをサポートしました。

事業継続力強化計画認定制度とは

新型コロナウイルスや地震・雪害等の自然災害から組合・組合員を守るためには、組合としての考えや行動を予め規定し備えることが重要です。こうした自然災害等に対する事前対策(防災・減災対策)を促進し、多発する災害リスクを乗り越え、事業継続を図れるよう、防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が「事業継続力強化計画」として認定する制度が2019年に創設されました。

■事業継続力強化計画の記載項目

- ・事業継続力強化に取り組む目的の明確化
- ・ハザードマップ等を活用した自然災害リスク認識と被害想定策定
- ・安否確認、被害の確認、発信手順等の発災時の初動対応手順策定
- ・ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策
- ・計画の推進体制
- ・訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組
- ・連携の体制と取組、取組に向けた関係社の合意(連携をして取り組む場合)

■期待される効果

組合と組合員との
連携が密になり
組合の関係強化

事業継続のための
代替先の確保

取引先からの
信用力向上

等

■認定を受けた組合に対する支援策

- ・低利融資、信用保証枠の拡大等の金融支援
- ・防災・減災設備に対する税制措置
- ・補助金(ものづくり補助金等)の優先採択
- ・連携をいただける企業や地方自治体等からの支援措置
- ・認定ロゴマークの使用(会社案内や名刺で認定のPRが可能) 等

組合と組合員による『連携事業継続力強化計画』

～国の認定を2組合が取得！～

このたび、組合と組合員が連携して防災・減災対策を実施する計画をまとめた「連携事業継続力強化計画」の策定について、本会と中小企業基盤整備機構北陸本部で支援した2組合が、国の認定を取得しました。

1. 協同組合福井ショッピングモール(ラブリーパートナー Lpa)

組合と組合員52者が連携し、地震や大雪などの自然災害発生時のショッピングセンターでの安全確保対策、新型コロナウイルス感染症対策を共同で行うほか、災害発生時に事業継続できるよう、資金支援対応なども策定しました。

2. 赤帽福井県軽自動車運送協同組合

組合と組合員35者が連携し、地域産業のサプライチェーンを維持し、災害発生時には緊急物資の輸送業務など、地域全体の災害普及に貢献するための対応を策定しました。



組合での「事業継続力強化計画」づくりを認定までご支援します！

本会では、計画づくりや認定までの支援実績が豊富な独立行政法人中小企業基盤整備機構北陸本部と連携し、策定支援をスタートしました。

計画の認定を取得すると、金融支援・税制優遇・補助金での優先採択などもあります。まずは、中央会までご相談ください。

令和3年度福井県商店街振興組合連合会

～通常総会を開催しました～

福井県商店街振興組合連合会(福井県振連)は、令和3年度通常総会を6月16日、福井県協ビルで開催しました。

開会にあたり、福井県中央会の副会長でもある福井県振連 野尻理事長から「県内商店街は、依然として新型コロナウイルス感染症の拡大から厳しい状況である。コロナ禍により商店街も転換期を迎えており、商店街は従来の商業機能を生かしつつ、「行くと楽しい場所」に変わっていくことが今後重要になっていくだろう。」と挨拶がありました。

令和2年度事業報告では新型コロナウイルス感染症に関する講習会の開催や情報提供を実施したことを報告しました。令和3年度事業計画では新型コロナウイルス感染症の動向を注視し、会員商店街が国や県の施策を有効に活用できるように、連携を一層強化し、講習会の開催、巡回指導及び情報提供を実施することとしました。全ての議案審議後、福井県 産業労働部 産業政策課 池見主査による福井県の商業関連施策紹介の時間を設け、出席者は「ふく割」をはじめとした各施策の説明に耳を傾けていました。

閉会にあたり、江端専務理事が「新型コロナウイルス感染症から、商店街をはじめ県内様々な業種で大きな影響を受けている。今年度は商店街と県、市町に加え、中央会に加入する組合とも連携する形で取組みを進めていきたい。」と述べ、総会が閉会されました。



▲野尻理事長

バーチャルオンリー総会を可能とする改正省令並びに「バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針」が公表されました

従来、総会及び理事会のいずれについても、議事録に開催「場所」を記載することが求められていたため、バーチャルオンリー型組合総会・理事会を開催することはできませんでした。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、三密回避となる新たな総会や理事会の開催方法を確立するとともに、組合と組合員の対話の活性化や組合のコスト低減を実現するため、バーチャルオンリー型組合総会・理事会を開催できるよう、中小企業等協同組合法施行規則、中小企業団体の組織に関する法律施行規則、商店街振興組合法施行規則及び技術研究組合法施行規則（以下併せて「省令」といいます。）が改正されました（2021年5月14日に公布・施行）。

さらに、バーチャルオンリー型組合総会・理事会及びハイブリッド型バーチャル組合総会・理事会の開催を促進するため、省令改正にあわせて、実務指針を策定されました。（以下、経済産業省が公表した「バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針」より一部抜粋）

用語	定義・説明	用語	定義・説明
インターネット等の手段	物理的に総会又は理事会の開催場所に臨席した者以外の者に当該総会又は理事会の状況を伝えるために用いられる、TV会議システム、Web会議システム、電話会議システム等のIT等を活用した情報伝達手段をいう。	リアル出席・リアル出席組合員	リアル組合総会に出席すること・する組合員をいう。
リアル組合総会	理事や組合員等が一堂に会する物理的な場所において開催される総会をいう。	バーチャル出席・バーチャル出席組合員	インターネット等の手段を用いて、バーチャル組合総会に出席すること・する組合員をいう。
バーチャル組合総会	下記のハイブリッド型バーチャル組合総会及びバーチャルオンリー型組合総会を併せていう。	リアル理事会	理事等（理事、監事又は会計監査人をいう。以下同じ。）が一堂に会する物理的な場所において開催される理事会をいう。
ハイブリッド型バーチャル組合総会	物理的な場所を定めるとともに、当該場所に在所しない理事や組合員等が、インターネット等の手段を用いて、総会に法律上の「出席」をすることができる総会をいう。	バーチャル理事会	下記のハイブリッド型バーチャル理事会及びバーチャルオンリー型理事会を併せていう。
バーチャルオンリー型組合総会	物理的な場所を定めることなく、理事や組合員等が、インターネット等の手段を用いて、総会に法律上の「出席」をする総会をいう。	ハイブリッド型バーチャル理事会	物理的な場所を定めるとともに、当該場所に在所しない理事等が、インターネット等の手段を用いて理事会に法律上の「出席」をすることができる理事会をいう。
		バーチャルオンリー型理事会	物理的な場所を定めることなく、理事等が、インターネット等の手段を用いて理事会に法律上の「出席」をする理事会をいう。

総 会

(1)基本的な考え方

総会は、組合員が審議に参加し、議決権又は選挙権を行使するための最高意思決定機関である。このような総会の役割・機能に鑑みれば、バーチャル組合総会においても、組合と組合員等の間で、物理的に一堂に会する場合と同程度の意思疎通が可能でなければならない。具体的には、バーチャル組合総会を適法に開催するためには、情報伝達の「双方向性」と「即時性」が確保されていることが必要であると解される。なお、バーチャル組合総会が濫用的に用いられ、インターネット等の手段を用いて出席することが困難な組合員が総会に出席し議決権・選挙権を行使する機会を奪われるような事態は、断じてあってはならない。特に、バーチャルオンリー型組合総会においては、組合員にはバーチャル出席の選択肢しか与えられないため、インターネット等の手段を用いて出席することが困難な組合員に対する配慮が求められる。

(2)前提となる環境整備

①システム環境の整備

バーチャル出席組合員が、インターネット等の手段を用いて、①総会に出席し、②審議に参加し、③議決権・選挙権を行使することができるシステム環境を整備することが最低限必要である。

②通信障害の防止に向けた合理的な対応策等

バーチャル組合総会を開催するにあたっては、情報伝達の「双方向性」と「即時性」が確保されている

ことが必要であることから、組合は、経済合理的な範囲において、あらかじめ通信障害の防止に向けた対応策や通信障害が発生した場合の対応策を講じることが必要である。

③事前の情報提供等

組合は、バーチャル組合総会を開催するにあたり、組合員に対して、一定の情報提供等を行うことが必要である。

④事前のルール整備

バーチャル組合総会を開催するためには、理事会において、バーチャル組合総会を開催する旨、総会議案、日時、場所(場所を定めない場合は開催方法)及び招集方法などを決定する必要がある。さらに、組合の最高意思決定機関である総会を適切・円滑に運営するためには、利用するシステム・サービスをはじめ、招集通知の発送スケジュールや記載事項、バーチャル出席組合員の本人確認の方法、議決権・選挙権行使の方法、行為制限の内容等について、定款及び規約等の整備や理事会での協議等により事前にルールを定めておくことが求められる。

(3)法的・実務的論点

①本人確認の方法

中協法等においては、総会に出席し議決権を行使できるのは、総会の招集時点で組合員名簿に記載又は記録された組合員である。バーチャル組合総会を開催する場合、リアル出席組合員については、従来どおり、会場受付において本人確認を行えばよいが、バーチャル出席組合員については、それと同等の本人確認が必要になる。

バーチャル出席組合員の本人確認については、ID・パスワード等を各組合員個別のものとするか共通のものとするかによって整理することができる。個別のものとする場合、個別ID・パスワード等によるログインをもって本人確認がなされたと考えることができる一方、共通のものとする場合、ログイン時に目視等による本人確認が必要となる。さらに、ID・パスワード等を組合員全員に通知するかバーチャル出席組合員のみに通知するかによっても整理することができる。

②議決権の行使

バーチャルオンリー型組合総会を開催するにあたっては、インターネット等の手段を用いて出席することが困難な組合員による議決権行使の機会を確保するため、定款において、書面による議決権行使を認めることが求められる。

③招集通知

・招集通知の発送スケジュール

総会の招集通知は、総会日の10日前(又はこれを下回る期間を定款で定めた場合は当該期間)までに組合員名簿に記載された住所又は記録されたメールアドレスに到達する必要がある、この点はバーチャル組合総会を開催する場合でも同じある。

バーチャル出席のために必要なID・パスワード等は、法が定める招集手続において通知すべき事項であり、組合は、総会の10日前(又は定款で定めた期間)までに必ずこれらを通知しなければならないと考えられる。したがって、組合員全員に総会招集通知を発送した後、バーチャル出席組合員のみに別途ID・パスワード等を通知する場合には、組合員全員に送付する総会招集通知をより早く発出することが

求められる。総会招集通知発送の前倒しの検討をはじめとして、総会招集手続に違反しないよう留意する必要がある。

- 招集通知の記載事項

バーチャル組合総会を開催するにあたっては、総会の開催場所又は開催方法とともに、組合員がインターネット等の手段を用いて総会に出席し、審議に参加し、議決権や選挙権を行使するための方法、具体的には、バーチャル出席のために必要なID・パスワード等、アクセス先URL、バーチャル出席組合員による議決権・選挙権行使の具体的方法等を招集通知(招集通知本体に同封する別紙案内書や事前登録者に後日送付する別紙案内書等を含む。以下同じ。)に記載する必要がある。また、通信障害発生の可能性・通信障害発生時の対応、議決権数のカウント方法(事前に議決権が行使されていた場合の取扱いを含む。)、代理人によるバーチャル出席の取扱いやバーチャル出席組合員による質問・緊急議案・動議の取扱い等についても、組合員がバーチャル出席をするか否かを判断するために必要な事項であるから、招集通知に記載すべきである。

④定款の変更

多くの組合は、定款に「場所」に関する規定を置いているところ、バーチャルオンリー型組合総会を開催するためには、当該定款を変更する必要がある。

理事会

従来、議長の所在する場所又は出席理事等の全員が所在する場所を「場所」と定め、議長を含めた理事等の全員がTV会議等の方式により出席する形態の理事会が広く開催されてきたところである。特に、議長の所在する場所等を「場所」と定め、他の出席理事等の全員が事業所等からバーチャル出席するような場合、「場所」を定めている以上、形式的にはハイブリッド型バーチャル理事会であるものの、実質的にはバーチャルオンリー型理事会であるといつてよい。したがって、バーチャル理事会については、基本的に従来の運用を維持すれば足りる。

なお、バーチャル組合総会と同様に、バーチャル理事会が濫用的に用いられ、インターネット等の手段を用いて出席することが困難な理事等が理事会に出席する機会を奪われるような事態があってはならない。

また、バーチャル組合総会と同様に、バーチャル理事会についても情報伝達の「双方向性」と「即時性」が必要である。したがって、理事会の途中で通信障害が発生し、音声が届かなくなったり、意思疎通が図れなくなった場合には、情報伝達の「双方向性」と「即時性」が認められない以上、当該理事はもはや当該理事会に出席しているとはいえず、当該理事会の決議は無効になる可能性がある。

そのため、通信障害の解消を待つか、機材を変更するなどして改善を図る必要があり、状況の改善がみられない場合には、原則として理事会を改めて開催することが望ましい。他方、画像は途切れたものの、音声は通じており、意思疎通が図れている場合には、情報伝達の「双方向性」と「即時性」はなお保持されているといえるため、当該理事は引き続き出席しているものと扱われ、原則として決議の瑕疵は生じないと考えられる。

バーチャルオンリー型総会と同様に、定款に「場所」に関する規定が置かれている場合、バーチャルオンリー型理事会を開催するためには当該定款を変更する必要がある。

バーチャルオンリー型総会・理事会を開催するには、定款変更が必要となります。

(理事会については定款に「場所」に関する規定が置かれている場合)

詳しくは、中央会までお問い合わせください。 TEL : 0776-23-3042

Zoom体験会について(事前案内)

★前述したバーチャル総会でもWeb会議ツールが使用されるかと思いますが、参加者の声が聞こえない、共有している画面がうまく映らないなどの問題が起こることが予想されます。こうしたハプニングに備え、まずはWeb会議の練習をして操作や対応に慣れておくのはいかがでしょうか。

中央会では、組合事務局職員の方を対象に、Zoom体験会を開催予定です。

中央会職員がZoomの初歩的なところからお教えしますので、パソコンの操作に自信のない方やオンライン会議って？と疑問に思われている方も安心してご参加いただける体験会です。皆様のご参加お待ちしております！

詳細が決定次第、組合の皆様ご案内をお送りします。



第1回

職員コラム



今年度より、中央会職員のコラム企画がスタートしました！
趣味や休日のお出かけ先など職員のプライベートのことなどをご紹介します★

「釣り中心の生活」

今回栄えある今年度1回目のコラムを担当しますのは、連携支援課の南保です！

早いもので入社してもう3年目に突入しました。諸先輩方を追い抜く勢いで、これからも仕事に精を出していきたいと思います！

さて、今回はタイトルにもある通り、私の趣味の「釣り」を紹介します。社会人になるまでこれといった趣味がなく、何か本格的に取り組んでみたいと思い、始めることとなりました。ルアー(疑似餌)を使用した「釣り」をしており、天候や水の濁り、その日のベイト(餌となる小魚)など様々なことを考え、試行錯誤を楽しみながら、行っています。今では「釣り」の奥深さやゲーム性にのめり込み、毎週のように海に通っています。もちろん仕事中に魚のことを考えていることは、一切ございませんのでご安心ください(笑)

これからもさらなる大物を求めて、竿を振り続けていきたいと思っています！
では、次号のコラムもお楽しみに～！



【福井県】中小企業等における 感染拡大防止対策助成金のご案内

店舗や事業所等において行う新型コロナウイルス感染拡大防止対策にかかる費用が助成されます。

※前年度、「中小企業等における感染拡大防止対策助成金」を受けた方でも申請できます。

対 象

次の条件の全てにあてはまる企業、個人事業主、団体等

- 業界団体等が作成した感染拡大予防ガイドライン※に基づく感染拡大防止対策を実施している
※作成されていない場合は、福井県の感染拡大防止対策ガイドライン(暫定版)
- 県内に所在する事業所等を拠点に事業活動を行っている
- 福井県の「感染防止徹底宣言」ステッカーを掲示している 等

助成額・助成率

助成額：上限10万円／事業所(今年度下限の設定はありません)

助成率：4/5

経 費

令和3年4月1日(休)以降に実施した、以下の対策にかかる費用が対象です。

①飛沫感染対策費用

②換気対策費用

③消毒・衛生管理費用

④非接触対応費用



オンライン会議をするために
パソコンに取り付ける
カメラも対象です

申請期間

※年度を通して1回限りの申請となります。必ず全ての経費をまとめて申請してください。

◆ 第1回：令和3年 5 月24日(月)～令和3年 7 月30日(金)

◆ 第2回：令和3年 9 月 1 日(水)～令和3年10月29日(金)

◆ 第3回：令和3年12月 1 日(水)～令和4年 1 月31日(月)

※郵送での申請の場合、いずれの回も最終日の当日消印有効です。

※第2回以降の申請期間は、感染症の状況により変更の可能性があります。

申請方法

①申請書類を「簡易書留など郵便物の追跡ができる方法」で郵送

②専用ホームページの入力フォームに沿ってオンラインで申請

フォームURL：<https://sec.tobutoptours.co.jp/2021/fukui-chushokigyo/index-test.html>

※持参による申請は受け付けていません。

※郵送で申請する場合は、県内各市町、各商工会議所、商工会の窓口で申請に必要な書類を
入手することができます。

お問合せ先

福井県感染拡大防止対策助成金コールセンター

TEL：0776-50-3753 受付時間：平日9時～17時(土日祝日を除く)

福井県中央会 組織改編のお知らせ・役職員紹介

令和3年4月1日付にて、本会の組織改編を行い3課体制となりましたのでお知らせします。

事務局組織図



役職員紹介



専務理事
江 端 誠一郎

より開かれた中央会、よりチャレンジする中央会、より組織力ある中央会を目指して、職員一同頑張っていきます。



事務局長心得総務担当部長
近 藤 史佳男

皆様にとって身近であり、頼りにされる存在としてこれまで以上に努力してまいります。

総務企画課

組合の皆様と一緒に悩み、「まずは中央会に！」と頼りにされる中央会に、日々精進。

(芹澤)

微力ですが、「高度化資金債権管理業務」を通じて組合支援に努めて参ります。

(武澤)

4月に入職、経理・労務を担当しています。一つ一つが目新しく学びの日々です。

(高島)



後列)左から順に武澤、芹澤、岩元、宇野
前列)左から順に高島、横田

4月より総務担当になりました。組合様へのご支援に活かせるよう業務習得に努めます！

(岩元)

組合・組合員企業が、明日に希望を持てる支援ができる中央会であり続けたいです。

(宇野)

組合のお悩み事や課題解決に少しでもお役に立てるよう、より一層努めて参ります！

(横田)

連携支援課

中小企業組合は理想論と現実論を調和しうる組織体です。私はそこに惚れ込んでいます。

(堀井)



左から順に堀井、青木、南保

まだまだ勉強中の身ですが、会員の皆様のお役に立てるよう努めて参ります。

(青木)

「中央会のあの人なら」と思われるような職員を目指し、努力を続けていきます！

(南保)

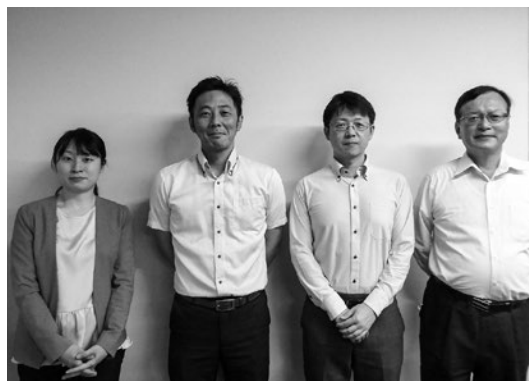
事業推進課

昨年より事務所も移転し心機一転、職員一同今後とも宜しくお願い致します。

(勝木)

共済と女性向け事業の担当です。会員様に合ったご提案・企画ができるよう努めます。

(八幡)



左から順に八幡、勝木、井上、大倉

青年部を担当してます。「どうせ買うなら・頼むなら」をどんどん盛り上げていきます！

(井上)

発注企業と受注企業の橋渡し役です。取引マッチングを推進していきます。

(大倉)

福井県電気工事工業組合

女性部設立 総会および記念式典を開催

福井県電気工事工業組合では、電気工事業界で働く女性の活躍推進や多彩な人材確保を目的として全国の電気工事組合で6番目となる女性部(会員数31名)が設立されました。

設立にあたり、事業方針として次のような方針が定められました。

- 1) 会員相互の親睦・情報交換を図るための会合の開催
- 2) 女性技術者の育成
- 3) 経営・技術等の向上を図るための各種講習会等の開催
- 4) 関係団体行事等への参加協力



6月2日、福井市のザ・グランユアーズフクイにて設立総会および記念式典が開催されました。女性部会員22名が出席され、来賓として県産業労働部 吉川部長をはじめとする各関係機関・団体の代表者が出席されました。

女性部 前田宏枝部長は、「男性中心の職場を変えるため、女性ならではのきめ細やかな配慮や多角的な物の見方の必要性を考え、各社の枠を超えたネットワーク構築や女性技術者、技能者の育成を支援したい」と意気込みを語りました。組合も業界に新たな活力を生み出してほしいと女性部を全力でバックアップしていくとしています。

こうした組合の支えもありながら、今年度は他団体との情報交換や交流、スキルアップのための講習会に取組んでいくとのことです。



先進組合事例紹介

企業主導型保育所開設による人手不足解消への取り組み

協同組合福井ショッピングモール

住 所	〒910-0836 福井県福井市大和田2丁目1212番地		
U R L	http://lp-lpa.co.jp		
設 立	平成10年4月	主な業種	異業種(小売業、サービス業)
組合員数	54人	出 資 金	161,950千円

■背景・目的

近年、小売業界においては人手不足による労働力不足は顕著で、本組合においても組合員店舗が従業員の確保に苦慮しており、店舗の維持・運営の面からも早急に課題を解決する必要がある。本事業では、「企業主導型保育事業(内閣府助成制度)」を活用し、ショッピングセンターの営業時間に対応した保育園を組合内に設置することで、就労意欲を持ちながらも環境面から働くことができない子育て世代の労働力の確保、組合員店舗における労働環境の整備に取り組んだ。

■取組みの手法と内容

企業が従業員のために設置・運営する認可外保育施設の費用を国が助成する制度である企業主導型保育事業の申請に取り組んだ。本事業採択実績を持つK・Lait株式会社と連携して書類作成を行うことにより、円滑に事業申請を行うことができた。平成30年7月に事業申請し、同年10月に採択され、平成31年4月に「えるぱっこ保育園」を開設した。保育園の運営もK・Lait株式会社に外部委託をしており、組合への負担は大幅に軽減されている。

本保育園は組合員店舗従業員が優先的に利用でき、保育園開設当初から9名の入園申込があり、数か月後には定員の12名の入園が決定した。本保育園では基準値を満たす保育士に加え、子育て支援員1名という保育体制をとっている。また、ショッピングセンターの営業時間に合わせて保育時間を7時30分～20時30分に設定していることから、シフト勤務に対応できる従業員が増え、有給休暇の取得や時間外労働の削減に柔軟に対応することができるようになり、組合員店舗の働き方改革にも良い影響が出ている。本組合の特徴的な取組みとして、保育児童による組合員店舗見学を行っている。協同組合内の保育園だからこそできる組合員店舗見学は従業員の意識向上や組合、組合員店舗、及び保育園との良好な関係の構築につながっている。

■成果とその要因

保育園を開設する以前は、既に預けている保育園の時間内でしか勤務できないため、店舗が必要とするシフト勤務と合致しないケースが多く存在していたが、保育園開設後はそれらも解消し、且つ求職者も選択肢が増える事で、まず保育園の空き状況を確認した上で勤務店舗を選択するといった流れができ組合員の従業員雇用につながっている。



保育園の外観



組合の外観



保育の風景

Point

ショッピングセンターの営業時間に対応した保育園を設置することで、組合員店舗従業員の多様な働き方に対応でき、安定した雇用や求職者への魅力につながっている。

福井県の中小企業振興施策について

新型コロナウイルス感染症関連

■令和3年度福井県雇用維持緊急助成金

国の「雇用調整助成金」および「緊急雇用安定助成金」の対象となる事業者に県独自の助成金が支給されます。

○対象：国の「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」を、9/10の助成率で受給した中小企業
事業所 ※福井県内の事業所で従業員を解雇せず、休業等を実施した場合に限ります

○対象となる休業等：令和3年5月1日(土)から令和3年6月30日(水)までに実施した休業

※従業員の解雇等を行わない場合に限ります。

※判定基礎期間の初日が令和3年5月1日(土)から令和3年6月30日(水)までの休業が対象となります。

○上限額・助成率：国の支給決定額の1/10(1事業所当たり100万円を上限)

国	福井県
休業手当等の総額×9/10	国の支給決定額×1/10

※大企業および一部解雇等を行った中小企業の方は対象外です。

※国の助成率が10/10の場合(国からの追加支給分を含む)県の助成はありません。

○申請期限：令和4年1月31日(月)

○申請手続：「支給申請書兼請求書」と添付資料を下記へ郵送してください

〒910-8580 福井県産業労働部 労働政策課 雇用対策G(住所の記載は不要)

★詳しくは県ホームページへ

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/kigyoushien/r3koyouiji-kinkyuuzoyoseikin.html>

▷お問い合わせ 〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

福井県 産業労働部 労働政策課 電話：0776-20-0390 FAX：0776-20-0648

こちらからもご覧
いただけます



■福井県版持続化給付金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経営に影響を受けた事業者の、事業継続を支援するため「福井県版持続化給付金」が支給されます。

○支給額：1事業者あたり10万円 ※事業者単位の申請になるため、事業所が個々に申請することはできません。

○受付期間：令和3年4月16日(金)～令和3年7月16日(金)まで

★申請要件、申請方法等につきましては、

福井県版持続化給付金のホームページをご覧ください。

<https://www.fukui-jizokuka.jp>

▷お問い合わせ：福井県版持続化給付金・経営改善支援金コールセンター

福井県版持続化給付金に関する相談窓口を設置します。

専用ダイヤル：0776-50-6458 受付時間 9：30～16：30(土、日、祝日を除く)

こちらからもご覧
いただけます



■経営改善支援金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、経営改善等に前向きに取り組む事業者の皆様を支援する「経営改善支援金」が支給されます。

○支給額：事業者あたり10万円

※事業者単位の申請になるため、事業所が個々に申請することはできません。

※福井県版持続化給付金と小規模事業者等再起応援金の両方を受給している場合または福井県版持続化給付金と雇用維持事業主応援金の両方を受給している場合でも申請は1回のみになります。

○受付期間：令和3年6月15日(火)～令和3年8月31日(火)まで

★申請要件、申請方法等につきましては、

経営改善支援金のホームページをご覧ください。

<https://www.fukui-keieikaizen.com>

▷お問い合わせ：上記「福井県版持続化給付金・経営改善支援金コールセンター」



こちらからもご覧
いただけます

DX推進

■IT導入支援事業補助金

国が実施する「サービス等生産性向上IT導入支援事業」に採択された事業に上乗せ補助を行い、生産性向上に資するITツールの導入を支援します。

○補助率・補助上限額：通常枠(B類型) 1/4(上限2,250千円)

低感染リスク型ビジネス枠(C類型) 1/6(上限1,125千円)

(D類型) 1/6(上限375千円)

○募集期間：令和3年6月15日(火)～令和3年9月30日(木)

各補助金・助成金の申請サポートを中央会でも行っています。
お気軽にご相談ください。

『災害』への備えは 十分ですか？

地震危険補償特約で
万が一に備えましょう！

充実した
補償内容

詳しくは
ホームページを
ご覧ください

相互信頼
相互扶助



福井県火災共済協同組合

〒910-0854

理事長 白崎 誠一

福井市御幸1丁目1-1 (FM会館2階)

TEL 0776-22-6000 FAX 0776-22-7471

URL: <https://ken-kyosai.jp>

人材の確保と企業の保全のために

—— 中央会 の ——

特定退職金 共済制度

●特 色

1 事業主が負担する掛金は加入従業員1人あたり月額30,000円まで損金計上可能（所得税法施行令第64条・法人税法施行令第135条）

2021年4月現在の税制に基づいた記載です。今後税制改正が行われた場合には記載の内容と相違する場合があります。

2 掛金納入月数60月以上の従業員が死亡以外の事由により退職した場合、年金による受取が可能

※詳しくは、福井県中小企業団体中央会の退職金共済規程および特定退職金共済制度パンフレットを必ずご覧ください。

資料の請求とお問い合わせ

福井県中小企業団体中央会 ☎(0776)23-3042

福井市大手3丁目12-20 富田第一生命ビル3階

引受保険会社 大樹生命保険株式会社

大樹-KB-2021-167

印 章・ゴム印・名 刺・ハガキ

江川堂印房(株)

福井市NHK前 TEL(0776)22-4279・27-3656・FAX26-1150



河和田屋印刷株式会社

福井本社 / 〒918-8108 福井市春日3丁目620番地

TEL (0776) 35-3333(代)

東京本社 / 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1丁目21-13

TEL (03) 3200-7777(代)

E-mail kawadaya@ruby.ocn.ne.jp

ココロを表現する

想像力が色づく

豊かな感性と確かな技術。

BESTパートナー
大樹生命

日本生命グループ

つなぐ～信頼を届け、未来を拓く～

よりそう保険。



無配当保障セレクト保険

あなたにぴったりの保障を自由にセレクト！

大樹生命保険株式会社 福井支社

〒910-0005 福井県福井市大手3-14-9 商工中金・E.S福井ビル TEL:0776-24-1124
<https://www.taiju-life.co.jp/>

美浜原子力PRセンター

海と緑と空、美しい自然に囲まれた「美浜原子力PRセンター」では、原子力の知識を楽しく学ぶことができます。



25分の1発電所模型や原子炉内部を実物大の模型と映像でリアルに再現した体験シアター、VR（バーチャリアリティ）による美浜発電所の紹介など、原子力発電のしくみをわかりやすく体験できます。



- 所在地 三方郡美浜町丹生
- 電話 0770-39-1210
- 開館時間 9:00～17:00
- 休館日 月曜(月曜が祝日の場合は翌平日)
年末年始(12/29～1/3)

エルガイアおおい

バーチャル映像シアターと宇宙発電所アトラクションでエネルギーと地球の未来を考える体験型施設です。



エネルギーや宇宙について楽しく学習できる宇宙発電所アトラクション。
(コスモユニット・エルガイア)



バーチャル見学ツアーでは、迫力あるVR体験を交え、普段は入ることができない原子力発電所の中を巡ります。

- 所在地 大飯郡おおい町成海字1号2番
(「うみんびあ大飯」地区内)
- 電話 0770-77-2144
- 開館時間 9:00～17:00
- 休館日 月曜(月曜が祝日の場合は翌平日)
年末年始(12/29～1/3)

若狭たかはまエルどらんど

エネルギーを学ぶ体験型サイエンスパーク。「トロピカルワンダー」では、子どもから大人まで楽しめる空中アスレチックなどスリル満点のさまざまなアクティビティを体験できます。



自然科学やエネルギーについて、遊びながら学べるアトラクションが満載です。
(サイエンスワンダー)



熱帯雨林を再現した全天候型の大温室の中で様々なアクティビティをお楽しみいただけます。
※空中アスレチックは有料
(トロピカルワンダー)

- 所在地 大飯郡高浜町青戸4-1
- 電話 0770-72-5890
- 開館時間 9:30～17:00
(空中アスレチックは10:00～17:00)
- 休館日 月曜(月曜が祝日の場合は翌平日)
年末年始(12/29～1/3)

～皆さまのご来館をお待ちしております～



まごころと熱意を込めたサービスで、お客さまや社会の『力』になりたい。

関西電力原子力事業本部

検索

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

01.

全国ネットワーク支援

全国ネットワークで、
企業間の連携をサポート。

47都道府県に広がる店舗網や、7万社以上のお客さまとのリレーションを活かし、商工中金はビジネスマッチングや事業承継・M&Aなど、企業の縁結びをサポートします。

02.

組合支援

中小企業組合の活動を、
情報と金融でサポート。

個々の企業では解決しきれないさまざまな課題に、連携して対応する中小企業組合。商工中金は、組合運営のフォローや情報提供、ご融資まで、組合活動を継続的にサポートします。

03.

海外展開支援

海外進出を、情報と金融で
継続的にサポート。

海外拠点や現地の政府機関、提携金融機関とのネットワークを活かし、商工中金はお客さまの海外進出検討段階から現地での事業拡大ニーズまで、幅広くサポートします。



人を思う。未来を思う。

商工中金

福井支店 0776(23)2090

〒910-0005 福井市大手3-14-9

<https://www.shokochukin.co.jp/>

新型コロナウイルス感染症に関する
商工中金の対応について

商工中金は、「新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口」を開設し、影響を受けた中小企業の皆さまの資金繰り相談等に対応しております。
詳細はホームページをご確認下さい。